



いちばん身近なささえあい  
**税のお知らせ**  
 市民の皆さんが安心して豊かな生活を送るために  
 福祉・衛生・教育など様々なサービスや事業に税金が使われています。

# “税の申告”が始まります。

2/16(金)から、令和5年分所得税の  
 確定申告及び令和6年度市民税・県  
 民税申告が始まります。

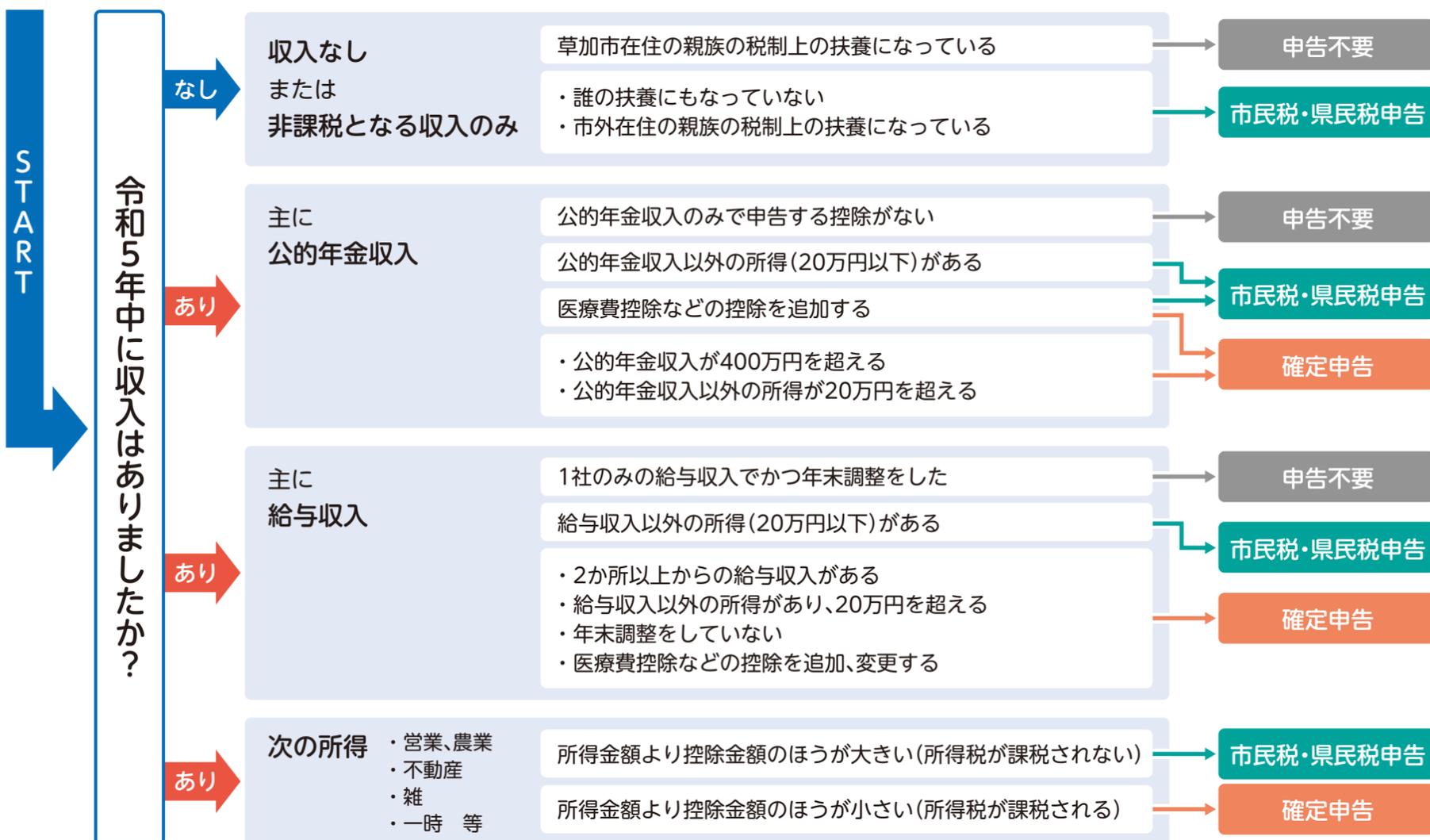
確定申告や市民税・県民税申告が必要かどうか  
 チャートを参考にご確認ください。



**申告会場は  
 大変混み合います!**

「スマホ」や「郵送」での申告がおすすめ!

## 私は申告するの?



※申告不要の方でも非課税証明書の取得、国民健康保険税等の算定、行政サービスを受けるときなどに申告が必要な場合があります。  
 なお、確定申告を行った場合は市民税・県民税申告は不要です。